第五十二条　（略）

②　総噸数九百五十噸以上ノケープタウン協定適用船ニ備フル冷却機ノ設備ニ付テハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備フベシ

第五十六条ノ二　総噸数九百五十噸以上ノケープタウン協定適用船ノ機関区域内ノ騒音ガ管海官庁ノ指定スル値ヲ超ユル場合ニハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適当ト認ムル防音等ノ為ノ措置ヲ講ズベシ

第六十八条　第二種漁船（ケープタウン協定適用船ヲ除ク）、第三種漁船（ケープタウン協定適用船ヲ除ク）又ハケープタウン協定適用船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十八条ノ二　第二種漁船（ケープタウン協定適用船ヲ除ク）、第三種漁船（ケープタウン協定適用船ヲ除ク）又ハケープタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十八条ノ三　第二種漁船（ケープタウン協定適用船ヲ除ク）、第三種漁船（ケープタウン協定適用船ヲ除ク）又ハケープタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ四　第一種漁船（ケープタウン協定適用船ヲ除ク）ニハ羅針儀ヲ備フベシ

第六十九条ノ四ノ二　総噸数九百五十噸未満ノケープタウン協定適用船ニハ水深ヲ測定シ得ル装置ヲ備フベシ

第三章の二　防火構造

（構造）

第六十九条の六　総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケープタウン協定適用船の船体、船楼、構造隔壁、甲板及び甲板室は、不燃性材料で造られたものでなければならない。

（B級仕切りの隔壁）

第六十九条の七　総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケープタウン協定適用船の居住区域等から通路を区分するB級仕切りでなければならない隔壁は、甲板から他の甲板まで達するものでなければならない。ただし、連続B級天井張りが当該隔壁の両側に施されている場合には、当該隔壁は当該連続B級天井張りでとどめることができる。

（階段及び昇降機の保護）

第六十九条の八　総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケープタウン協定適用船の居住区域等内の階段は、鋼又は鋼と同等の材料のものでなければならない。

2　前項の階段は、B級仕切りで形成する階段囲壁の内部に設けなければならない。

3　総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケープタウン協定適用船の居住区域及び業務区域内の昇降機は、鋼又は鋼と同等の材料で形成するトランクの内部に設けなければならない。

4　前項のトランクには、通風及び煙の通過を制御することができるように閉鎖装置を備え付けなければならない。

第五十二条　（略）

（新設）

第六十八条　第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ二　第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十九条ノ三　第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九条ノ四　第一種漁船ニハ羅針儀ヲ備フベシ

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）